

2017年4月10日

公正取引委員会事務総局北海道事務所
所長 内田 朗 義 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会 長 出 村 良 平

公正な取引慣行の実現に向けた要請について

貴職におかれましては、2014年4月の消費税転嫁対策や公正な取引実現に向けた講習会の実施や広報活動、相談窓口機能の拡充など、消費者の利益の確保の取り組みに日々ご尽力されていますことに心より敬意を表します。

さて連合では、昨年を引き続き、2017春季生活闘争においても、「サプライチェーン全体が生み出した付加価値が、生み出した労働者のもとへ適正に分配されなければ、経済の自律的成長は実現しない」こと、すなわち公正な取引関係の実現を通じて、中小企業で働く者の賃金の底上げと格差是正をめざす取り組みを進めています。

2015年10月に連合が中小企業経営者2万社を対象に実施した「中小企業における取引関係に関する調査」(別添)では、下請代金支払遅延等防止法の認知度も半数程度にとどまるなど、取引関係に係るルールに対する理解不足が浮き彫りになっています。また、ここ数年の原材料費等の上昇を価格・単価に十分に転嫁できていない状況も明らかになっています。不公正な取引関係は、中小企業の収益性を損ない、適正な労働条件の確保や次世代を担う従業員の確保・育成、設備投資に支障をきたし、結果として生産性低迷の悪循環をもたらします。「働き方改革」が叫ばれている中で、これらの取引関係を見直さなければ、働き方は変えることができないと考えています。

道内雇用者は8割を超えて中小企業で働いていることから、不公正な取引の撲滅によって、賃金・労働条件の底上げをはかることは、「経済の自律的成長」実現と地域の活性化に不可欠と考えます。

公正な取引慣行の実現に向けて改善がなされるよう、下記の点について特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

記

1. 12月14日、公正取引委員会および中小企業庁は、下請を含めた中小企業の取引条件改善に向けた基準や通達の改正を行った。下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準は13年ぶりに改正され、下請代金減額や買いたたきなど違反行為の事例が大幅に追加された。「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正によって、とりわけ親事業者が取り組むべき内容が示された。また下請代金の支払手段についても、「できる限り現金にする」等を関係事業団体に要請する公正取引委員会事務総長と中小企業庁長官の連名の通達が同日発出された。
「働き方改革」を実現するためにも、これらの改正内容やルールの周知・徹底をはかり、不公正な取引を許さない環境を整備するため、中小企業の経営者や契約担当者にとどまらず、元請け・下請け従業員を含め広く理解を促進する工夫をはかること。
2. 公正な競争環境を整備するため、より一層の取引関係全般に係る法令違反の取り締まりの強化や相談機能の充実をはかるための措置を講ずること。
3. 公正かつ自由な市場競争を促進し、意欲のある中小企業がより一層活躍できる環境を整備すること。

以 上